

令和8年5月22日  
法務省

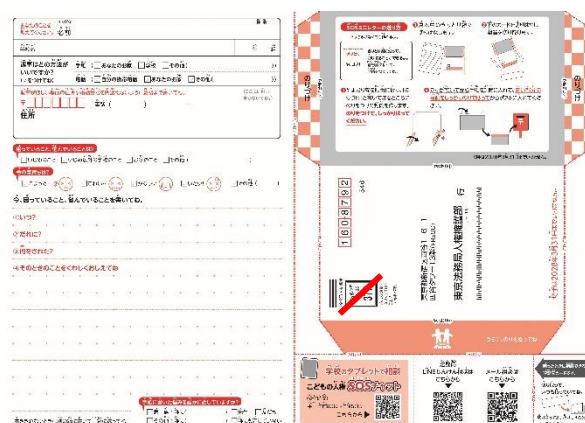
## 令和8年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施について

学校におけるいじめを始め、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小・中学校等に「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒・はがき）を配布します。

小・中学生から送付されたミニレターには、法務局職員又は人権擁護委員が一通一通、丁寧にお答えします。

- 1 実施時期：令和8年5月22日（金）から同年7月3日（金）にかけて、全国の小・中学校等に「こどもの人権SOSミニレター」を配布（配布総数約1,101万部）
- 2 実施機関：法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会
- 3 実施内容：別紙のとおり

### 令和8年度「こどもの人権SOSミニレター」（小学生用）



(問合せ先)

人権擁護局調査救済課 三井、今井

電話 03-3580-4111 (内線2715)

03-3592-7612 (直通)

## 令和8年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人払の便箋兼封筒（以下「書簡型」という。）の「こどもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

また、試行として、一部の地域を対象に、上記書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布します。

### 1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全て

### 2 実施時期

令和8年5月22日（金）から同年7月3日（金）にかけて、全国の小・中学校に「こどもの人権SOSミニレター」を配布  
また、全国の児童相談所等においても配布

### 3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

### 4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員

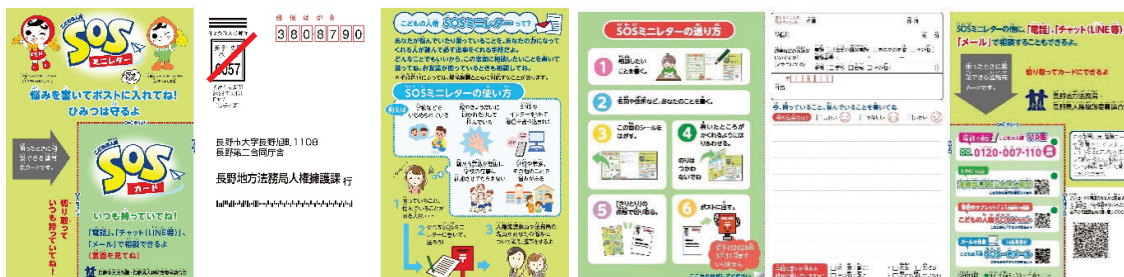
### 5 想定される相談内容

- (例)・学校で「いじめ」を受けている。  
・学校で「体罰」を受けている。  
・学校で「不適切指導」を受けている。  
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。  
など

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護を図る場合や、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵害事件として調査を開始する場合があります（過去の救済事例は別添1のとおり）。

### 6 はがき型のミニレターの試行

より気軽に相談することができるミニレターを目指して、試行として、長野県、和歌山県、三重県及び長崎県の小・中学校（特別支援学校を除く。）に、書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布。



(参考)

- (1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）。
- (2) こどもの人権問題に関する「こどもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口
  - こどもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)  
0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおぼん)
  - こどもの人権SOS-eメール(24時間受付)  
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

- 法務局LINEじんけん相談（チャット形式による人権相談）  
法務省ホームページ（[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html)）から公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」を友達追加

## 「こどもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

### 1. 親から中学生に対する虐待

◆中学校の生徒が、親から無理やり性的行為をされるなどの虐待を受けているが誰にも相談できないとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒が在籍する学校に連絡するとともに、児童相談所に通告し、今後の対応について調整を行った。

その結果、児童相談所が速やかに当該生徒を保護するに至り、当該生徒の心身の安全が図られた。

(措置:「援助」)

### 2. 家庭における暴行・虐待

◆高校の生徒から、きょうだい間で暴力などがあるものの、親が十分に対応できない状態であるとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談が寄せられた事案である。

当該生徒の家庭では、既に児童相談所とのやり取りは行われていたものの、親による十分な養育が行われておらず、家庭環境が不安定な状況にあったほか、転居が予定されていることが判明した。

そこで、法務局は、当該生徒に対し、広域的に支援を受けることが可能な専門機関を紹介するとともに、転居前の自治体と転居先の自治体の関係機関との間を仲介し、関係機関間での情報共有及び支援環境の調整を行った。

その結果、自治体を超えて関係機関間において当該生徒の家庭に関する情報共有が図られ、継続的な見守り体制が構築され、当該生徒らの心身の安全が図られた。

(措置:「援助」)

### 3. 小学校におけるいじめ

◆小学校の児童から、複数の同級生に、「死ね。」などと暴言を言われたり、殴る、蹴るといった暴力を受けたりしているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

保護者からは、学校がいじめへの対応を十分に行っていないとの指摘があり、法務局が調査した結果、学校から、加害児童を含めて児童全員に対して継続して指導を行うことに加え、法務局による「人権教室」の実施を希望する旨の意向が示された。

そこで、法務局の仲介により、学校と保護者の意見交換の場を設け、学校が行ういじめ防止に向けた取組を伝えるとともに、「人権教室」の実施について説明した結果、保護者が学校の対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。

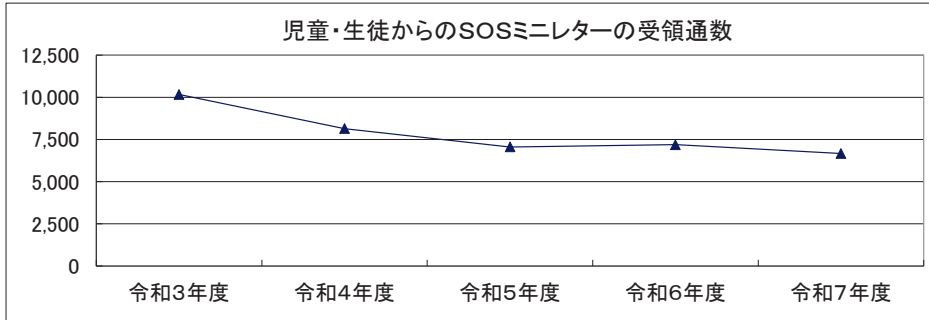
(措置:「調整」)

# 「こどもの人権SOSミニレター」統計資料(令和3年度～令和7年度)

別添2

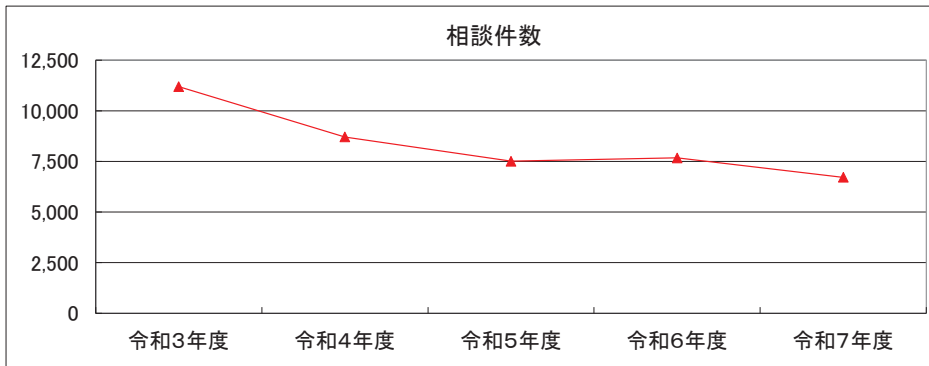
## 1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受領通数	10,171	8,147	7,062	7,189	6,671



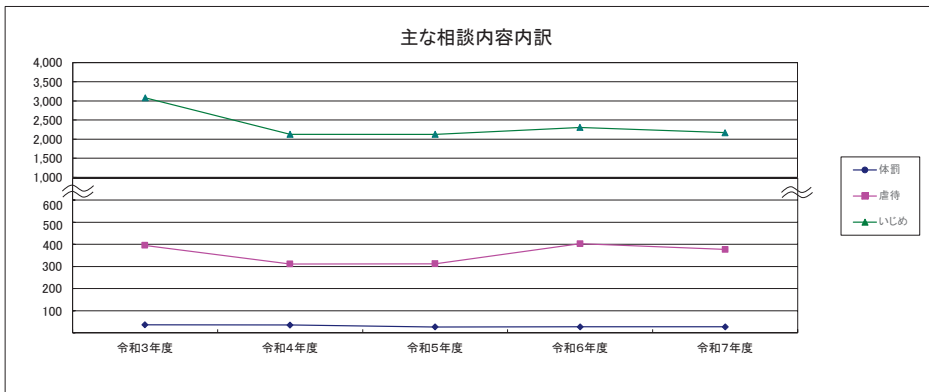
## 2. SOSミニレターによる人権相談の件数(単位:件)<sup>※1</sup>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受理件数	11,194	8,710	7,511	7,677	6,713



## 3. 相談内容内訳(単位:件)<sup>※1</sup>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
体罰	36	35	26	27	27
虐待	395	311	312	403	377
いじめ	3,080	2,125	2,126	2,305	2,170
その他	7,683	6,239	5,047	4,942	4,139 <sup>※2</sup>

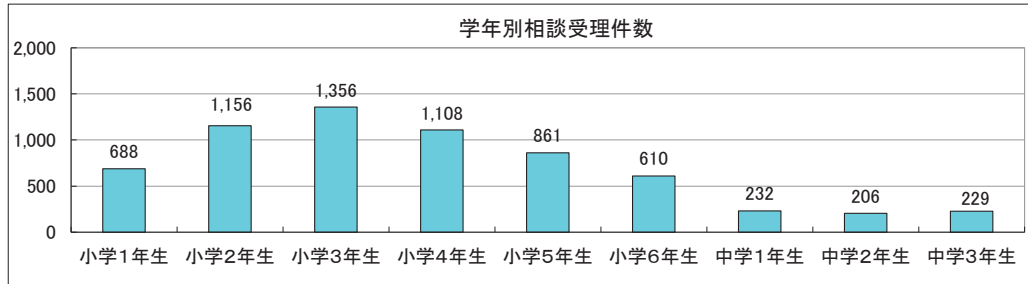


※1 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを1件の人権相談として計上している。

※2 不適切指導の件数(213件)含む

1. 学年別相談受理件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	688	1,156	1,356	1,108	861	610	232	206	229	267	6,713



2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	3	5	4	2	5	6	0	0	0	2	27
不適切指導	12	19	25	39	38	54	3	8	7	8	213
虐待	31	36	63	66	67	48	23	22	14	7	377
いじめ	231	448	497	398	272	144	48	39	28	65	2,170
その他	411	648	767	603	479	358	158	137	180	185	3,926

